

## 試験機材等貸出約款

### 第1条(総則)

1. この試験機材等貸出約款(以下、「本約款」という)は、株式会社イー・オータマ(以下、「甲」という)から、お客様(以下、「乙」という)に対し、甲が所有する試験機材等の動産(以下、「本機材等」という)を賃貸するにあたり、甲乙間で別途書面により合意した場合を除き、共通して適用するものとする。
2. 甲乙間で書面により本約款の規定と異なる条件を合意した場合、当該合意条件が優先されるものとする。

### 第2条(本機材等の貸出)

甲は乙に対し、第3条に定める賃貸借契約に基づき、本機材等を貸し出し、乙はこれを借り受ける。

### 第3条(賃貸借契約の成立)

1. 乙は、本約款にあらかじめ同意の上、甲に対して貸出申込を行うものとする。
2. 乙は、前項の貸出申込から7日間以内に、当該貸出申込に係る甲の見積書に同意し、甲所定の申込書に貸出を希望する本機材等、日程(以下、「希望日程」という)その他の必要事項を記載した上で、甲にファックス、郵送または電子メールにて申込書を提出するものとする。
3. 甲は、前項の申込書を受領した場合、速やかに内容を確認し、申込書の内容を承諾する場合は乙にその旨を通知するものとする。甲乙間で別途書面により合意した場合を除き、乙から承諾の通知が行われた時点で、本約款および当該申込書の内容ならびに前項の甲の見積書に記載された貸出料金およびその見積条件に従い賃貸借契約(以下「賃貸借契約」という。)が成立し、希望日程のうち甲が指定する日程により貸出予約が確定されるものとする(以下、予約が確定された日程を「貸出日程」という。)
4. 甲は、希望日程による予約の受付が困難である等の理由により、第2項により受領した申込書の内容を承諾しない場合には、乙にその旨を通知するものとする。この場合、甲および乙は希望日程の変更を協議し合意することができ、変更が合意された場合、甲乙間で別途書面により合意した場合を除き、合意が行われた時点で賃貸借契約が成立し、変更合意した貸出日程により本機材等の貸出の予約が確定されるものとする。
5. 乙は、賃貸借契約の成立前であっても、本約款にあらかじめ同意の上、貸出日程の仮予約を申し込むことができ、甲はこれを承諾する場合には仮予約を行うものとする(以下、仮予約が行われた日程を「仮予約日程」という。)。甲が書面により認める場合を除き、仮予約日程は希望日程と同一でなければならない。なお、仮予約によって賃貸借契約は成立せず、仮予約は甲に対し乙の希望日程を伝達する効果および本約款第7条第1項に定める法的効果を有するに留まり、甲はいつでも乙に対する通知をもって仮予約を取り消すことができるものとし、乙は甲に対し仮予約の取消しに関し一切の請求をすることができないものとする。
6. 仮予約日程は、乙が第2項の期間内に貸出申込書を返送しない場合、第3項もしくは第4項に従い貸出日程が確定した場合、または第4項の合意が成立しないことが合理的に確実となった場合、および前項に定める甲による取消しが行われた場合には、自動的に失効する。
7. 乙は、本条第5項に定める仮予約を行った場合において第7条第1項第2号または第3号に該当する場合、第7条第1項に従いキャンセル料金が発生することをあらかじめ承諾するものとする。

### 第4条(貸出日程)

乙は、甲が承諾する場合に限り、貸出日程の変更または延長をすることができる。

### 第5条(利用料金)

乙は、甲の発行する請求書に従い貸出料金を月末締め翌月末までに甲の指定する銀行口座に振込み支払うものとする。振込手数料は、乙の負担とする。但し、甲乙間で別途合意した場合には、合意した方法で乙は支払うものとする。

---

株式会社イー・オータマ

	東京試験所	神奈川県川崎市麻生区栗木 2-8-20	TEL: 044-980-2090 / FAX: 044-980-2052
	登戸試験所	神奈川県川崎市多摩区登戸 294	TEL: 044-911-8601 / FAX: 044-911-8621
山梨 EMC センター	芦川試験所	山梨県笛吹市芦川町鶯宿 1661	TEL: 055-298-2141 / FAX: 055-298-2125
	上九一色試験所	山梨県甲府市古閑町 3415	TEL: 0555-88-2580 / FAX: 0555-88-2588
東海 EMC センター	刈谷駅前試験所	愛知県刈谷市若松町 4-28	TEL: 0566-62-9241 / FAX: 0566-62-9243
	富士松試験所	愛知県刈谷市今岡町吹戸池 68	TEL: 0566-26-2890 / FAX: 0566-26-2891

様式 6001 R1

## 第6条(引渡しおよび検査)

1. 甲は、甲乙間で別途合意する方法により、本機材等を乙に引き渡す。
2. 乙は、本機材等の引き渡しを受けたときは、速やかにこれを検査し、本機材等に種類もしくは品質の不適合または数量の過不足（以下、「契約不適合」という）を発見した場合、本機材等の引渡しの日から3営業日以内にその旨を書面により甲に申し出なければならない。この場合、当該契約不適合につき甲の責任と費用により本機材等の補修、交換その他の対応を行うものとし、具体的な対応は甲乙協議する。
3. 乙が前項の検査および申出を怠ったために生じた損害は、すべて乙の負担とする。

## 第7条(キャンセル料金)

1. 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合、専ら甲の帰責事由による場合を除き、別途甲の定めるキャンセル料金を支払う。
  - (1) 貸出日程の全部または一部を変更、撤回その他キャンセルする場合
  - (2) 仮予約後、第3条第2項の期間内に申込書を返送しない場合
  - (3) 仮予約日程の全部または一部を変更、撤回その他キャンセルする場合
2. 乙は、甲の発行する請求書に従い、前項のキャンセル料金を月末締め翌月末までに甲の指定する銀行口座に振込み支払うものとする。振込手数料は、乙の負担とする。但し、甲乙間で別途合意した場合には、合意した方法で乙は支払うものとする。

## 第8条(本機材等の搬入・搬出)

1. 本機材等の貸出しおよび返却に伴う搬入および搬出は、乙の責任と費用により行う。
2. 前項の規定にかかわらず、前項の搬入または搬出について、乙が甲による手配を希望し、甲がこれを承諾する場合には、甲が搬入および搬出の手配をする。但し、この場合であっても、乙は、当該搬入または搬出に関して生じた事故等について、甲が自ら搬入・搬出した場合でかつ甲に故意または過失がある場合を除いて、乙の責任と費用により対応するものとし、甲に対して一切責任を追及することはできない。
3. 本機材等の貸出しおよび返却に伴う搬入および搬出について、甲の指示がある場合、乙はこれに従う。

## 第9条(保証責任)

1. 甲は、乙に対して本機材等が正常な性能を備えていることのみを保証し、本機材等が乙の使用目的に適合しないことその他乙の本機材等の利用に関連して生じる一切の損失、損害または費用につき責任を負わないものとする。
2. 甲は、乙が自ら行う測定または試験結果、乙または規制機関の指定した下請負者による測定または試験結果を保証しないものとする。

## 第10条(遵守事項)

1. 乙は、甲と本機材等の使用場所を予め合意し、それ以外の場所で使用してはならない。
2. 乙は、本機材等を転貸してはならない。
3. 甲は、本機材等の貸出しに関して、乙または第三者に損害が生じた場合であっても、責任を負わないものとする。但し、当該損害が甲の故意または重大な過失により生じた場合はこの限りではない。
4. 乙は、本機材等を善良なる管理者の注意をもって管理および利用するものとする。
5. 乙は、本機材等の搬入および搬出ならびに利用するにあたり次の各項を遵守するものとする。
  - (1) 甲の定めた立入り禁止区域に進入しないこと。
  - (2) 甲の試験所敷地内において、無断で写真撮影を行わないこと。
  - (3) その他、本機材等の利用に関して甲の指示に従うこと。

---

## 株式会社イー・オータマ

	東京試験所	神奈川県川崎市麻生区栗木 2-8-20	TEL: 044-980-2090 / FAX: 044-980-2052
	登戸試験所	神奈川県川崎市多摩区登戸 294	TEL: 044-911-8601 / FAX: 044-911-8621
山梨 EMC センター	芦川試験所	山梨県笛吹市芦川町鶯宿 1661	TEL: 055-298-2141 / FAX: 055-298-2125
	上九一色試験所	山梨県甲府市古関町 3415	TEL: 0555-88-2580 / FAX: 0555-88-2588
東海 EMC センター	刈谷駅前試験所	愛知県刈谷市若松町 4-28	TEL: 0566-62-9241 / FAX: 0566-62-9243
	富士松試験所	愛知県刈谷市今岡町吹戸池 68	TEL: 0566-26-2890 / FAX: 0566-26-2891

様式 6001 R1

## 第11条(契約解除)

- 乙が次の各項の一つに該当した時には、甲から乙への通知をもって賃貸借契約は催告を要さず直ちに終了する。
  - 貸出料金の支払いが遅延したとき。
  - 賃貸借契約(本約款を含む。)のいずれかの条項に違反したとき。
  - 営業の取消しまたは銀行取引停止等の処分を受けたとき。
  - 破産手続開始の申立て、民事再生手続開始の申立て、会社更生手続開始の申立て、特別清算開始の申立て等の事実が生じたとき。
  - 事業の廃止、清算をしたとき。
  - 第三者より仮差押え、仮処分、差押え、強制執行、競売等を受けたとき。
  - 乙の経営状況が継続して不振である、乙の営業活動の継続が困難であるまたは著しく信用状態が悪化したと甲が認めたとき。
  - 上記に準じる事由が生じたとき。
- 前項により賃貸借契約が終了した場合、乙は甲に対して速やかに本機材等を明渡し、かつ未払貸出料金、その他の債務全額を直ちに支払わなければならない。

## 第12条(反社会的勢力の排除)

- 乙は、自らが反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ。)に現在および将来にわたって該当しないことを表明および保証し、反社会的勢力と次の各号の一にでも該当する関係を現在および将来にわたって有しないことを誓約する。
  - 反社会的勢力が経営に支配的な影響力を有すること。
  - 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること。
  - 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、不当に反社会的勢力を利用すること。
  - 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていること。
  - その他役員等または経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 乙は、自己または第三者を利用して次の各号の行為を行ってはならない。
  - 暴力的な要求行為
  - 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を棄損し、または相手方の業務を妨害する行為
  - その他前各号に準ずる行為
- 甲は、反社会的勢力への該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、乙に対し調査に協力するよう求めることができる。乙は、これに必要な資料を提出しなければならない。
- 甲は、自己の責に帰すべき事由の有無を問わず、乙が本条の規定に違反した場合、何ら催告等の手続を要せず、甲と乙の間にて締結された全ての契約を解除することができる。この場合、甲は、乙に損害が生じても何らこれを賠償ないし補償することを要しない。また、甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償する

## 第13条(災害時の扱い)

- 貸出日程が含まれる期間において、天災その他の危険な状態により本機材等の利用の続行が適切でないと甲が判断した場合、乙は、甲の指示に従い、直ちに本機材等の利用を中断または中止する。

---

### 株式会社イー・オータマ

	東京試験所	神奈川県川崎市麻生区栗木 2-8-20	TEL: 044-980-2090 / FAX: 044-980-2052
	登戸試験所	神奈川県川崎市多摩区登戸 294	TEL: 044-911-8601 / FAX: 044-911-8621
山梨 EMC センター	芦川試験所	山梨県笛吹市芦川町鶯宿 1661	TEL: 055-298-2141 / FAX: 055-298-2125
	上九一色試験所	山梨県甲府市古関町 3415	TEL: 0555-88-2580 / FAX: 0555-88-2588
東海 EMC センター	刈谷駅前試験所	愛知県刈谷市若松町 4-28	TEL: 0566-62-9241 / FAX: 0566-62-9243
	富士松試験所	愛知県刈谷市今岡町吹戸池 68	TEL: 0566-26-2890 / FAX: 0566-26-2891

様式 6001 R1

2. 前項により甲の判断により乙の利用の中断または中止がなされた場合の貸出料金および付随して発生した費用の取扱いは、以下によるものとする。但し、甲乙間で別途合意した場合には、合意した方法で対応するものとする。
  - (1) 甲は、甲の指示に従い乙が本機材等の利用を中断または中止した期間に対応する当該本機材等の貸出料金の減額を行う。この場合の貸出料金は、実際の貸出期間（貸出日程から上記の期間を控除した期間）による日割計算とし、差額を減額するものとする。甲が貸出料金を既に受領している場合、当該減額相当額を遅滞なく乙に返金する。
  - (2) 乙は、甲の指示に従い乙が本機材等の利用を中断または中止した場合であっても、当該指示に基づく中断または中止に係る期間以外の貸出日程に係る貸出料金を支払う。
  - (3) 甲は、第1号に定めるほか、第1項の指示に基づく本機材等の利用の中断または中止によって乙に生じた損害を賠償する一切の責任を負わない。但し、甲は、甲の指示に直接起因してかつ当該指示内容に係る甲の責により、当該本機材等に係る乙の被試験品に損害を与えた場合に限り、当該損害を賠償する責を負う。
  - (4) 乙は、第1項の甲の指示に従わないことその他乙の責により甲に損害を与えた場合は、当該損害を賠償する責を負う。
3. 甲が第1項により乙の利用の中断または中止を行った場合は、甲乙協議の上、甲は乙に対し貸出日程について可能な代替日を提供する義務を負うものとする。甲が乙に代替日を提供した場合、前項第1号に関わらず、乙は、当該代替日に対応する貸出料金を支払う。

#### 第14条(本機材等の滅失、毀損、変質等)

1. 乙の責に帰すべき事由に基づき本機材等が滅失、毀損または変質した場合その他甲に損害が生じた場合は、乙は、甲に対して、これにより甲に生じた損害、損失および費用（代替機材の購入費用（組立、取付等の付随費用を含む）、本機材等の修理に要する一切の費用、本機材等を甲が自ら使用または第三者に賃貸できなくなったことによる損害、キャンセル費用、逸失利益等を含むが、これらに限られない。）を補償する。
2. 乙の責に帰すべき事由によらず、本機材等が滅失、毀損または変質した場合は、甲は、代替品の提供が可能な場合のみ、代替品を提供する。但し、甲が代替品を提供する際、乙から滅失、毀損または変質した本機材等の引渡しが行われない場合、甲は賃貸借契約の全部または一部を解除できるものとする。

#### 第15条(損害補償)

賃貸借契約に起因または関連して生じる乙の損害に対する甲の賠償責任は、甲が故意に損害を与えた場合を除き、当該損害が発生した賃貸借契約の契約金額の10倍に相当する金額を超えないものとする。

#### 第16条(著作権)

甲が作成した技術資料等のすべての著作権および共同著作権は、甲に帰属する。これは、乙が甲に無断で行う一部の複製の禁止、ならびに宣伝利用への禁止を含む。乙は、甲が作成した文書を甲の同意に基づき使用することが可能である。

#### 第17条(支払遅延損害金)

賃貸借契約に基づく乙の金銭債務の履行が遅延した場合、乙は、甲に支払期日の翌日より完済の日まで年率15%の支払遅延損害金を支払うものとする。

#### 第18条(乙の約款違反)

第13条に定めるほか、乙が賃貸借契約に違反したことにより、損害、事故が発生した場合は、乙は、甲に対して、損害を賠償する責を負う。

---

#### 株式会社イー・オータマ

	東京試験所	神奈川県川崎市麻生区栗木 2-8-20	TEL: 044-980-2090 / FAX: 044-980-2052
	登戸試験所	神奈川県川崎市多摩区登戸 294	TEL: 044-911-8601 / FAX: 044-911-8621
山梨 EMC センター	芦川試験所	山梨県笛吹市芦川町鶯宿 1661	TEL: 055-298-2141 / FAX: 055-298-2125
	上九一色試験所	山梨県甲府市古閑町 3415	TEL: 0555-88-2580 / FAX: 0555-88-2588
東海 EMC センター	刈谷駅前試験所	愛知県刈谷市若松町 4-28	TEL: 0566-62-9241 / FAX: 0566-62-9243
	富士松試験所	愛知県刈谷市今岡町吹戸池 68	TEL: 0566-26-2890 / FAX: 0566-26-2891

第 19 条(合意管轄)

甲と乙は、貸借契約に関し争いが生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

以下余白

---

株式会社イー・オータマ

	東京試験所	神奈川県川崎市麻生区栗木 2-8-20	TEL: 044-980-2090 / FAX: 044-980-2052
	登戸試験所	神奈川県川崎市多摩区登戸 294	TEL: 044-911-8601 / FAX: 044-911-8621
山梨 EMC センター	芦川試験所	山梨県笛吹市芦川町鶯宿 1661	TEL: 055-298-2141 / FAX: 055-298-2125
	上九一色試験所	山梨県甲府市古関町 3415	TEL: 0555-88-2580 / FAX: 0555-88-2588
東海 EMC センター	刈谷駅前試験所	愛知県刈谷市若松町 4-28	TEL: 0566-62-9241 / FAX: 0566-62-9243
	富士松試験所	愛知県刈谷市今岡町吹戸池 68	TEL: 0566-26-2890 / FAX: 0566-26-2891

様式 6001 R1